

仙台市環境審議会 第1回地球温暖化対策検討部会

議事要旨

日時：平成30年10月10日（水） 10:00～12:00

場所：仙台市役所二日町第二仮庁舎 環境局4階会議室

I 次第

1 開 会

2 議 事

- (1) 地球温暖化対策検討部会の進め方について
- (2) 地球温暖化を取り巻く状況と本市の対応について
- (3) 地球温暖化対策を推進するための条例のあり方について
- (4) (仮称) 温室効果ガス削減アクションプログラムについて
- (5) その他

3 閉 会

II 出席委員数

出席 5名

欠席 1名

III 議事要旨

事務局	「議事」に入る。議事進行については、「仙台市環境審議会の組織及び運営に関する規則」第5条第1項に基づき、駒井部会長にお願いする。
議長（駒井部会長）	地球温暖化対策の条例に関する議事ということで、非常に重要な案件であることから、活発な議論をお願いする。 まず、議事に入る前に、部会長に事故があるとき、その職務を代理する部会長代理を選出する。「仙台市環境審議会の組織及び運営に関する規則」第7条第5項によれば、部会長が指名することとなっていることから、風間委員を部会長代理に指名したいが、いかがか。
各委員	異議なし。
議長（駒井部会長）	次に、会議の公開、議事録の署名について確認させていただく。 まず、会議の公開については、環境審議会の運用にならない、本部会においても、個人のプライバシーに関する事など、非公開の必要のある場合以外は、原則として会議を公開するという事とする。

	議事録の署名については、こちら環境審議会の運用にない、部会長と出席委員1名の署名をもって、正式な議事録とするということにしたい。今回は、五十音順で、青木委員にお願いする。
青木ユカリ委員	了承した。
議長(駒井部会長)	それでは、議事に入る。(1)地球温暖化対策検討部会の進め方について、事務局より説明をお願いします。
事務局	資料1に基づき、地球温暖化対策検討部会の進め方について説明
議長(駒井部会長)	ただいまの説明について、ご意見やご質問等をお願いします。
風間聡委員	検討部会の開催時間は決まっていたか。
事務局	11月8日については13時から15時、12月20日については10時から12時を予定している。場所は本日と同じ会議室を予定している。
議長(駒井部会長)	皆さまの予定が入っているかどうか、確認をお願いします。 本日の第1回部会は結構ボリュームがある。議論については、前半はフレームワークの部分なので、後半のアクションプログラムのあたりが中心になると思う。
引地智恵委員	この期間で条例をつくるという時間的なところが厳しいと思うが、日程はもう決まりのことなのか。
事務局	この日程ありきということではなく、今のところの案としてお示ししている。今後の議論によってはさまざま論点が出てくると思われ、場合によっては部会を追加で開催することも考えていきたい。
引地智恵委員	平成31年4月の答申案検討の時期についてはどうか。
事務局	答申案の検討時期も、一応の目途と考えているが、今後の議論によって、多少後ろにずれることもあり得ると思っている。
議長(駒井部会長)	ほかにいかがか。 それでは、(2)地球温暖化を取り巻く状況と本市の対応について、事務局から説明をお願いします。
事務局	資料2-1、2-2に基づき、地球温暖化を取り巻く状況と本市の対応について説明
議長(駒井部会長)	ただいまの説明について、ご意見やご質問等をお願いします。
風間聡委員	意識調査の設問はどうやって決めたのか。また、似たような調査を国でもやっていると思うが、そういったものと比較をしているか。
事務局	平成27年度の市民意識調査については、杜の都環境プランの中間評価のために実施したものであり、資料2-2の2ページ目のおおりに、平成20年度と27年度の2回実施している。平成20年度の設問項目については、どういう理由で設定したかは不明だが、変化を見るために平成27年度も同じ設

	<p>問項目で実施している。7年経過しているので、平成27年度では多少そぐわない項目が一部見られるかもしれない。</p> <p>4ページ目以降の市政モニターアンケートは200人の方を対象に実施しており、先ほどの市民意識調査のアンケートや、国のアンケートなりさまざまなもの参考しながら設問項目を設定して実施したが、その結果を比較するような作業までは行っていない。</p>
風間聡委員	<p>仙台市のユニークな傾向などがあれば、今後、条例を決めるときの考え方になると思う。その辺を調べていただきたい。</p>
事務局	<p>意識の違いというのは大事だと思うので、比較できるようなデータがあれば、次回お示ししたい。</p>
議長(駒井部会長)	<p>風間委員からの質問があったように、次回、国との比較や調査した対象など、そういうのを少しまとめていただきたい。</p> <p>資料2-1の13ページ、温室効果ガス削減目標の拠り所だが、これは現実としてかなり厳しい削減目標の設定になっていると思うが、これを必ず達成するという考えなのか、望ましい目標なのかというところは、事務局としてどう考えているか。</p>
事務局	<p>12ページに示しているのが平成28年度の速報値、13ページが2020年度、平成32年度の目標である。統計の都合上、平成32年度のデータが揃うのが、相当先にはなり、そのときどうなっているかという期待感はあるが、速報値853万トンに対し目標764万トンということで、相当の乖離がある。国も若干減っているが、国全体としてもかなり厳しい目標設定であるため、国全体の削減と本市独自の取り組みによって、本市の削減目標を必ず達成するという約束はなかなか難しい面もある。電源構成による排出係数の変化に左右されるという外的要因もあるが、それを抜きにしてもできる限りこの数字に近づける目標として、しっかり取り組んでいきたい。</p>
議長(駒井部会長)	<p>むしろ国の目標年度である2030年のほうが重要だと思う。この部会の中で検討する条例あるいはアクションプログラムというものにより、これから10年先あるいは十数年先の削減率28.4%という、結構大きな数字に近づけることが可能かどうかというところの議論のほうが重要に感じたため、ぜひそのような整理にしていきたい。</p> <p>それでは、次に(3)地球温暖化対策を推進するための条例のあり方について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料3-1、3-2、3-2別添に基づき、地球温暖化を推進するための条例のあり方について説明</p>
議長(駒井部会長)	<p>ただいまの説明について、ご意見やご質問等をお願いします。</p> <p>本日の中心的な部分であるため、時間をかけて議論いただきたい。結構</p>

	<p>な量があるため、整理して議論を進めたいと思う。</p> <p>まず、資料 3-1 について、「背景」は良いと思うが、「制定の趣旨」のところで事務局案としては、市民・事業者・市それぞれが果たすべき責務や取り組みを明らかにするとともに、協働して地球温暖化対策に取り組む姿勢を明確にする、となっている。条例の位置付けについては、「低炭素社会」、杜の都環境プランの「低炭素都市」の実現に向けて、地球温暖化対策を推進するための条例を設けたいということである。その条例については、2 ページに各政令市の状況、条例等が示されているが、そのうちの①の川崎市、相模原市、京都市、広島市に近い、いわゆる地球温暖化対策そのものの条例の形としたいということである。</p> <p>特に 3 ページの「検討に当たっての基本的な考え方」(1)～(3)について、ご意見等をお願いしたい。</p>
緑上浩子委員	<p>3 ページの「(2) 留意点」のところに出ている、本市の特色の「防災環境都市づくり」について、実際にどういう施策を進めているのかという参考事例、資料はあるか。</p>
事務局	<p>防災環境都市づくりでは、例えば、指定避難所となる各小学校等に太陽光発電を設置し、自律・分散型のエネルギーとして、震災などの大きな災害が発生したときにもエネルギー供給が途切れないようにするといった取り組みを行っている。また、資料 2-1 の 14 ページ、15 ページに、せんだい E-Action という取り組みを掲載しているが、これも震災の経験を踏まえ、エネルギーの大切さを改めて認識し、市民、事業者、行政が協働して 3 E (省エネ・創エネ・蓄エネ) を推進していこうと普及啓発活動を行っている。また 19 ページには、先ほどご説明した防災対応型太陽光発電システムの整備という、震災を踏まえた本市だからこその取り組みの事例も挙げさせていただいている。</p>
議長 (駒井部会長)	<p>次回にでも、市の取り組み全般という形で資料をご提示いただきたい。</p>
青木ユカリ委員	<p>資料 3-1 の「3. 条例の位置付け」から「4. 条例と推進計画との関係」に係る基本的な理解も含めての質問である。現在、条例はないが、既に策定されている推進計画に基づき地球温暖化対策が推進されているところで、今回、条例をつくるということ各主体の責務や取り組みを明示することになるかと思うが、その条例の規定があることで、それがどちらかという縛りになるのか、あるいは、各主体による主体的な取り組みをより後押しするような条例となるのか。条例によって責務が明確になることが、もちろん良い方向に作用するものであったほうが良いと思うが、現状、条例がないことが、地球温暖化対策を推進する上で何らかのマイナスになっているのか、どのように捉えているか。</p>

事務局	<p>条例で縛りを設けるという考え方ではなく、むしろ、現在進めている計画の後押しというか、その基本となるようなものになりたいと考えている。</p> <p>現在の地球温暖化対策推進計画、あるいは、その上位にある杜の都環境プランなどにに基づき、地球温暖化対策に係る施策を推進しているが、市だけで進められるものではなく、市民、事業者、市と協働で進めていく必要があると考えている。これまでは、それぞれの任意での協力や取り組みにより施策が推進されてきたと思うが、それをしっかりと条例に位置づけることにより、計画で掲げている様々な施策を一層推進していくための基本としたいという考えである。</p> <p>現在の計画は平成 32 年度までで、残り 2 年の計画である。この部会で条例を審議いただき、条例案を作り、それが施行されるのはまだ先になるが、恐らく平成 33 年度以降の次期計画を策定する際には、条例の枠組み、考え方を基本とすることになる。今は仮に条例が計画の後づけであっても、それが次期計画では条例に沿って逆に計画がつくられていくといったようなイメージを持っている。</p>
青木ユカリ委員	<p>地球温暖化対策は、市民にとっては日常生活の積み重ねで、事業者にとっては一定程度の経済活動との兼ね合いでもあり、色々な両輪が回らないことには、良い環境を先の未来にも残せないという状況もあると思う。一方では、最近の水害や自然災害の状況を考えると、住宅建築のあり方やエネルギーの問題について、市民も非常に関心が高くなってきていると思う。そういった状況に即したより良い商品が開発されていくことが、事業者も市民も全体的にいい状況になると思われる。今回の条例が、地球温暖化対策への理解を進めるガイドになると良いと思われ、説明にあったような少し先を目指すというスタンスについて、理解をしているつもりではいた。</p>
議長（駒井部会長）	<p>事務局から説明があった、条例の中で基本事項を定め、推進計画の中では具体的な目標や施策の詳細について設定するというフレームについても議論いただきたい。これで良いとは思いますが。</p>
風間聡委員	<p>論点 3 のところで、①は地球温暖化対策の推進に関する法律の流れであり、②は気候変動適応法の話である。②の適応計画の内容は、これだけでも結構なボリュームがあると思われ、これを別添えで策定する自治体も結構あると思う。適応策の内容を具体的に列記するとボリュームが出過ぎるので、入れるのであれば、緩和と適応のベストミックスという観点でこの条例の中に入れていただくと良いと思う。</p>
議長（駒井部会長）	<p>そのとおりだと思う。一方だけでは非常に難しくなるため、ベストミックスという考え方が重要になる。</p> <p>市、市民、事業者という全てのステークホルダーが参画、協働しますと</p>

	<p>いうことは重要だと思う。実際にどうするかというところがすごく難しいが、それを謳うことが、実はすごく重要。</p>
引地智恵委員	<p>杜の都環境プランで低炭素都市を目指すということについて、市民、事業所の方がどのように考えているかを聞いているか。</p>
事務局	<p>今年度、他局で本市の施策目標に関する市民意識調査を実施しているが、環境局の施策の中では、ごみの減量といった施策の方が、地球温暖化対策に比べて評価が高い傾向がある。今後、当課においても、先ほど紹介した杜の都環境プランの進捗状況を計るための市民意識調査を実施する予定である。その中では低炭素都市づくりや地球温暖化対策に関連する調査項目を設けたいと考えている。</p> <p>事業者については、アクションプログラムの議論がある程度まとまった段階で、事業者の皆さまにアクションプログラムなどの制度に関してご意見をお聞きする場を設けたいと考えている。</p>
引地智恵委員	<p>その前段階として、事業者がどのように考えているのか聞き取りも必要ではないか。</p>
事務局	<p>平成 25 年度に事業者を対象にして、低炭素、省エネについての意識調査を実施している。そこでは事業者として、省エネや再エネなど、低炭素に資することに関して非常に興味があるという結果であった。古い情報ではあるが、現在の杜の都環境プランの計画期間の中でそのような調査を実施している。</p>
議長（駒井部会長）	<p>事業者にとっても、エネルギー削減、あるいはプロセスの変更など、便益に係わるような部分が議論の中で出てくると思う。地球温暖化対策に取り組むことが市民、事業者にとってメリットになる、ということが分かるような書き方をしていただきたい。</p>
引地智恵委員	<p>エネルギー削減を努力するという点は大きな柱だが、そのほかにも地球温暖化対策として新しい事業が出てきているので、仙台市として低炭素都市を目指しているということをもっとアピールすることで事業所も取り組みにイメージできるのではないかと思う。そのような方面にも繋げていけるのであれば、今後、後ろ向きではなくて前向きなことになると思う。</p>
風間聡委員	<p>この論点の「目的」のところによく出る話であるが、地球温暖化対策というのは、辛いもので取り組みたくないという、後ろ向きのイメージがある。地球温暖化対策に取り組むと将来良いことがある、新しい事業が次々に入ってきて大丈夫、という文言で書いていただくと、企業も安心してこれに取り組める。その辺りの文言について、みんなで我慢しましょうとすると、腰が引けてしまうので、そのような表現とは少し違う、仙台市ならではの文言にしていきたい。</p>

議長（駒井部会長）	<p>風間委員の発言のように目的の部分について少し加えたほうが良いと思う。論点1の「目的」について、それぞれのステークホルダーにメリットのあるような書き方ができるかなと思う。責務についても、同様である。</p> <p>低炭素社会というとゼロ・エミッションや ZEB など、どうしても非常にお金のかかるイメージがついてしまうのではないかなと思う。低炭素社会の説明でも良いかもしれないが、何かもう少し違う表現があると納得すると思う。最近の再生可能エネルギーの学会などで使用されている用語もあると思うので、少し工夫していただきたい。</p>
事務局	検討させていただく。
緑上浩子委員	<p>杜の都の良好な環境を将来の世代に引き継ぐというのは、非常にやさしい表現で前向きだと思うので、市民の方にも受け入れられやすい表現であると思う。また、市民の防災意識が高いというアンケート調査結果であったので、災害に強いなど、震災を踏まえた防災都市としての機能をさらに充実させるためにというような文言を入れると、市民の皆さんにもインパクトがあると思う。</p>
議長（駒井部会長）	<p>災害に強い、災害対策、といった文言をぜひ入れていただきたい。</p> <p>論点2の「市の責務」については、今、意見のあった部分を、加筆することによって良いと思う。</p> <p>事業者についても、本市の施策への協力が不可欠であると書いてしまうと、何となくやらされ感が出てしまうため、少し優しい表現が必要と思う。</p>
緑上浩子委員	市民の責務でも、協力が不可欠と言われると、やはりそう感じてしまう。
事務局	<p>資料3-2のご指摘の部分だが、あくまでもこのような定めが必要と思われる部分を論点としており、条例の条文には「不可欠」などのきつい文言を入れるわけではない。資料3-2別添の他都市の条例の条文もご覧いただきたいが、そのような厳しい文言ではなく、論点の下に箇条書きで示したような文言を並べて、条例の条文にするということであり、箇条書きで示した項目に着目いただきたい。</p> <p>例えば、市民の責務については、資料3-2別添6ページ目で他政令市においても、簡潔に記載しているところである。具体的内容については、条例の後段のほうで取り組みについて、「努めるものとする」などのように規定している。</p>
青木ユカリ委員	<p>条例の作法的な書きぶりというのが一定程度あると思う。</p> <p>今までも計画に基づいて、取り組みをもう既にしているところもあると思うので、それを後押しをするような視点といったものを表現に入れていただきたい。他都市の事例も多くあると思うので、良いところを踏まえながら決めていただければ良いと思う。次世代に引き継いでいく、未来に続</p>

	くものところから、今どういう選択を私たちがしたら良いのかという視点が明快であると良いと思う。
議長(駒井部会長)	<p>観光旅行者その他の滞在者の責務について、広島市と京都市には入っており、仙台でも入れたいということだがどうか。大きな論点ではないが、入れたいと思う。</p> <p>ほかにいかがか。それでは、(4)(仮称)温室効果ガス削減アクションプログラムについて、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	資料 4-1、4-2 に基づき、(仮称)温室効果ガス削減アクションプログラムについて説明
議長(駒井部会長)	<p>それでは、少し整理して進めたい。</p> <p>まず、制度対象者の考え方について、省エネ法の枠組みがあるので、産業、民生業務については、事業者がそれほど負担なく対応が可能であると思う。運輸については、範囲が限定的であればそれほど事業者の負担はないが、全ての事業者とすると負担が増えるということである。</p> <p>運輸部門を対象者に含めるかどうかについて、ご意見等をお願いします。</p> <p>私としては、排出量が全体の4分の1あるということで、やはり含めないということにはならないと思う。運輸部門を含めるということで良いか。</p>
委員	「異議なし」
議長(駒井部会長)	<p>では、運輸部門を含めるということとする。</p> <p>次の論点、規模については、事業者の負担ということが大きな足枷になると思う。規模の拠り所として、省エネ法という既存の枠組みを活用できるということが、多分一番大きいと思う。そういう意味で、資料 4-2 の 15 ページ目、原油換算エネルギー使用量、エネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガスなどの数値が、一つの拠り所になると思う。省エネ法では原油換算で 1,500 キロリットル以上ということだが、福岡市、名古屋市では規模を少し下げている部分がある。逆に規模を下げるというと、拠り所の説明がなかなか難しいが、この点についてご意見をお願いします。</p>
緑上浩子委員	この規模のイメージがつかないが、原油換算 1,500 キロリットル以上という、どのくらいの規模の事業所か。例えば仙台市にある事業所ではどこかと、具体的に言っていたきたい。
事務局	資料 4-2 の 2 ページ目に記載している事業所がモデル事業に参画をいただいた事業所である。こちらは省エネ法の対象事業所であり、具体的な事業所としてこういった事業所が挙げられる。
緑上浩子委員	この中でもエネルギー使用量は結構ばらつきがあると思うが、おおよそどの事業所がどのくらいということは、分かるか。
事務局	一般的には製造業のエネルギー使用量が高くなる。

	1,500 キロリットル以上を、電気でいうと約 600 万キロワットアワー以上となる。一般家庭は1カ月約 300 キロワットアワーであるため、約 2 万世帯分となる。
議長(駒井部会長)	省エネ法を下回るところに義務づけるというのは、なかなか抛り所というのが難しい。国の施策との関わるというのものもある。
事務局	約 80 ある事業所単位では、製造業が多く、百貨店やスーパー、貸事務所、病院、などが含まれている。
緑上浩子委員	この大規模事業所と呼ばれるところで、仙台市の温室効果ガスの何%程度を排出しているのか。
事務局	約 26%である。産業、民生業務で 50%を占め、その約半分を先ほどの大規模事業所が占めると考えていただければ。
緑上浩子委員	全体の4分の1を大規模事業所で排出しているということか。
事務局	少ない事業所で、多くの量を排出しているという状況である。
議長(駒井部会長)	事業者の負担という考え方と持続可能な制度という考え方の二つがあると思う。やはり現実的な対応としては、省エネ法というのが一つの考え方だと思う。今、80 数事業所というものを、例えば、1万というように急に広げるとするのは、現実的ではないというところがある。
引地智恵委員	ただ、せっかくこういう議論をしているのに、自分たち小さい所は対象外で良いとするのもどうか。仙台市の施策の目玉として協力したいという意識は皆さんある。ただ、事務的なことや、その他の色々な手続など、時間が足りないという部分もあると思う。
緑上浩子委員	大きなところは義務として、小さなところは手挙げ方式で任意で参画してもらおうというような形で行うと、少し意識付けには良いのではないか。
風間聡委員	相模原市では 1,500 キロリットル未満が任意ということで、1,500 キロリットル以上はどうしているのか。1,500 キロリットル以上がカバーされていないがどうか。
事務局	神奈川県が制度を実施しており、1,500 キロリットル以上については神奈川県で対応している。1,500 キロリットル未満を相模原市が対応しようということである。
風間聡委員	そうであれば、先ほどのご意見のように、仙台市も 1,500 キロリットル以上は義務ということにして、それ未満は任意にするというやり方はあるかもしれない。
青木ユカリ委員	資料 4-1 の 17 ページにあるような枠組みとの組み合わせとして事例があるということか。
議長(駒井部会長)	それもあろうと思う。 それでは、ご発言のあった通り、1,500 キロリットル以上については義務。

	これは省エネ法で既に取り組んでいるため、企業でもおそらく問題ないと思う。1,500キロリットル未満の場合は、奨励又は任意など、そのような表現にするということだが、異議等はあるか。
委員	「異議なし」
議長（駒井部会長）	それでは、規模については、基本的に省エネ法を準用し義務ということ、それ以外については奨励や任意の取り扱いとする。
事務局	他政令市の条例では、任意ということを、「努力義務」や「提出することができる」といった表現にしていることが多い。
議長（駒井部会長）	「提出することができる」というのは、一つの考え方かもしれない。
引地智恵委員	任意では何割ぐらい参加しているか。
事務局	相模原市の事例でいうと、約20社程度は提出いただいているようである。
議長（駒井部会長）	おそらく任意とすると少ないのかもしれない。
事務局	制度自体に参画いただくために、メリットやインセンティブというものが必要になるかと思う。
議長（駒井部会長）	インセンティブやメリットの部分を加えて、「努力義務」あるいは「することができる」などの表現が良いと思う。 次に、対象単位については、事業者と事業所という二つの単位があるということである。他政令市では、事業者単位を適用している事例が多いが、おそらく行政としては事業者という括りのほうがやりやすく、一方では、個々の事業所というのが見え難くなるので、事業所単位ということもありえる。なかなか難しい議論であるが、仙台市としてはどう考えているか。
事務局	委員の議論を踏まえてというところではあるが、資料4-1の11ページ目で、制度化の視点を整理している。この制度化の視点では、事業者にとって負担が過大にならないこと、行政からのコミュニケーション、働きかけがしやすいこと、といった部分が非常に重要と考えている。 この点を踏まえると、事業者単位では、例えば仙台支店などのどこか中心になる事業所の方に、仙台市域にある工場、出張所、事業所などの排出量を取りまとめいただく作業が必要になるため、事業者にとっては負担がひとつ増えるということになる。行政からのコミュニケーションということについても、1事業者に出張所や事業所があり、それぞれを訪問するとなると、全てを回り切れるかという体制的な問題も考えられる。 事業所単位では、1つの工場や事業所自体が、排出量が大きく既に省エネ法の対象になっており、省エネ法の報告書を作成している経験があるため、新たに何か取りまとめをするという負担は発生しないということである。また、それぞれの事業所が省エネ法の対象になっているため、直接行政から働きかけをしやすいというような点がある。

	したがって、市としては事業所単位のほうが良いと考えている。
議長(駒井部会長)	市とすれば、現実的には事業所単位ということであるが、いかがか。
風間総委員	行政の方でやりやすいのであれば、そちらで良いのではないか。
議長(駒井部会長)	対象とするのは大規模であるため、事業所単位が現実的と思う。行政としても事業所単位のほうが良いということであれば、事業所単位でよろしいか。
引地智恵委員	ただ、削減目標が非常に高いので、事業者の皆さんがそういう気持ちにならないことには、なかなか難しいとは思う。
議長(駒井部会長)	ひとまずここは事業所単位とする。 次に、運輸であるが、これも全ての事業者というのは現実的ではないので、一定規模以上ということになると思う。省エネ法で一定規模というものはあるか。
事務局	省エネ法での運輸の基準は 9 ページ目になるが、自動車の区分では、貨物用の車両を 200 台以上所有している運送事業者が、省エネ法で指定されている。各政令市の制度の基準については 19 ページ目になるが、例えば 50 台や 100 台というようになっている。省エネ法は全国における車両台数の基準であるのに対し、各自治体の域内における台数に限った場合は、省エネ法より規模を小さく設定しているということである。
議長(駒井部会長)	例えば 200 台というのを規模要件とすると、仙台市内ではどのくらいの事業者数になるか。
事務局	19 ページ目に記載しているところだが、例えば市内に本社を構えている特定輸送事業者が 12 社ある。ただし、この 12 社は全国の全事業所を足し合わせて 200 台を超しているという状況であり、仙台市内で何台なのかというのは個別に調査をする必要がある。何社ぐらいあるかというのは現在のところお答えできない状況である。
議長(駒井部会長)	なかなか難しいところで、省エネ法の 200 台というのが一番簡単ではあるが、仙台市としてこれが適当かどうかという話である。省エネ法を拠り所として 200 台とするというのは、ひとつの考え方とは思う。
事務局	ただ、省エネ法の 200 台は全国での台数であるため、仙台市内に実際に何台あるのかは調査しないと分からないというのがある。あくまでこの参考で示した 12 事業者は、仙台市外でも自動車を使用又は所有している可能性があるため、仙台市内だけで 200 台というのは現実的ではない部分があると思われ、各政令市では基準を下げているところである。先ほどの産業、民生業務の省エネ法の枠組みをそのまま活用できるというわけではないところが、運輸の大きな違いである。
風間聡委員	大口の事業者から台数などのデータを出していただき、全体の半分又は

	3分の1などの目安で選ばないとわからない部分があり判断もできない。
事務局	任意の協力になると思うが、仙台市内の事業者の所有台数の規模感を、可能な範囲で調べてみる。
議長(駒井部会長)	<p>それでは、ここは調査結果を見てから判断する。</p> <p>最後に、これは既に議論をしてところだが、全てを任意にするということではなく、基本的には一定規模のものは義務とする。</p> <p>論点1について、残っているのは運輸の規模の部分であるが、これについては次回以降に回したいと思う。</p> <p>議事(4)について、そのほかご意見等あるか。</p>
風間聡委員	資料に、平成と西暦が混在していて見づらい。年度を跨いでいるデータもあり、比較が難しいため、西暦で統一していただけないか。
議長(駒井部会長)	<p>西暦に統一をお願いします。</p> <p>アクションプログラムの対象の事業所については、産業、民生業務に運輸も加えると。それから、一定規模の概念について整理した。</p> <p>次回は、先ほどのスライド23以降、論点2から論点4について改めて整理して、検討部会で議論をお願いします。</p>
議長(駒井部会長)	次に、(5)その他について、事務局で用意しているものはあるか。
事務局	特にない。
議長(駒井部会長)	<p>皆さまからその他について何かあるか。</p> <p>それでは、議事については以上とする。事務局から何かあるか。</p>
事務局	<p>次回の検討部会について、11月8日の木曜日、13時からを予定している。</p> <p>案内については、後日連絡するのでよろしく願います。</p>
議長(駒井部会長)	以上で本日の部会の議事を終了する。円滑なご議論をいただき感謝する。

平成30年11月8日

仙台市環境審議会地球温暖化対策検討部会 部会長

氏名

駒井 武

仙台市環境審議会地球温暖化対策検討部会 委員

氏名

青木 2カ)